

「問題家屋連絡会」の設置について

18.09.29

1 設置目的

近隣住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼす可能性があると考える「空き家」等の問題家屋については、その要因が複数ある場合が多く、単独の組織で解決を図ることが困難な事例が多い。

そこで、区関係組織間の情報交換、および区としての対応策の検討を行うため、区内に「問題家屋連絡会」を設置する。

2 メンバー

健康福祉事業本部

健康部生活衛生課（蜂・ネズミなどそ族昆虫類が発生する）

環境まちづくり事業本部

環境清掃部環境保全課（草木等が敷地内に生い茂る）

環境清掃部清掃事務所（ごみと思われるものが敷地内に多数放置される）

まちづくり調整担当部建築課（家屋倒壊の可能性はある）

土木部管理課（道路通行の妨げになる）

土木部公園緑地課（敷地内の草木の伐採作業）

危機管理室安全・安心担当課（連れ込み・放火等犯罪発生の可能性はある）

3 開催頻度

おおむね月1回程度

4 連絡会での検討方法

区に通報のあった物件で、通報を受けた課だけでは解決が困難な物件について連絡会に情報提供を行う。

各物件について、それぞれの課で対応できることはないか検討する。

所有者が判明している物件で、所有者が対応を渋っている物件について、所有者に対し、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」第9条に規定する「指導」を行うべきか否かについて検討する。

5 これまでの検討経緯

検討したことがある物件数 136件

上記のうちすでに解決した物件数 55件